

# 労務ROAD

- アルバイトの労働条件を確認しましょう！
- 育児休業が改正されます

## 河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

### アルバイトの労働条件を確認しましょう！

4月に入り、大学生・高校生のアルバイトを新たに採用した、または採用を考えているという会社も多いと思います。学生アルバイトに限ったことではありませんが、労使間のトラブルの多くは労働条件に関するものです。トラブルを避けるためにも再度確認しておきましょう。

#### ★アルバイトにも、労働条件の提示は必要です！！

採用が決まったら、労働条件を記載した書面(労働契約書等)を作成して渡します。アルバイトをする期間、仕事の内容、働く場所、働く時間や休日、時給などの重要な項目は書面による提示が義務付けられています。

#### ★バイト代は、毎月、決められた日に、本人に、全額支払いが原則です！！

毎月の給料からは、所得税等の法律で認められたもの以外は控除することはできません。

また、直接本人に支払うこと(他人に渡してはいけないうこと)も法律で決められています。

#### ★アルバイトも残業手当の支払いが必要です！！

1日8時間以内、1週間40時間以内という労働時間のルールは、当然ながらアルバイトにも適用されます。1日8時間または1週40時間を超えた場合は通常の賃金の25%以上の割増賃金、午後10時から午前5時まで働いた場合は25%以上の割増賃金(深夜手当)の支払いが必要になります。また、18歳未満については深夜労働も残業(1日8時間超の労働)も禁止されています。

#### ★アルバイトも仕事上の怪我は労災保険の対象です！！

仕事が原因の病気や怪我については、正社員・アルバイトなどの働き方に関係なく、また1日だけの短期間アルバイトも含めて、労災保険の対象となります。

#### ★アルバイトも、会社都合で自由に解雇することはできません！！

アルバイトであっても簡単に解雇することはできません。合理的な理由と少なくとも30日前の解雇予告または解雇予告手当の支払いが必要になります。

【厚生労働省より】



「アルバイトの労働条件を確認しよう！」

キャラクター『たしかめたん』

### 育児休業が改正されます

平成29年10月1日より、育児・介護休業法が変わります。改正内容は主に下記の3点です。

#### ① 最長2歳まで育児休業の再延長が可能になります。

1歳6ヶ月以後も保育園に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長出来ます。また、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

#### ② 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などを説明することが努力義務となります。

個別に育児休業等に関する制度(育児休業中、休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。

#### ③ 育児目的休暇の導入を設けることが努力義務となります。

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

※その他、細かい内容に関しては、政府の中で議論がされている最中です。

【厚生労働省より】

仕事中に社長がケガをされた場合、補償(死亡・障害)は万全ですか？

詳細が気になった方、質問がある方は、河本社労士事務所併設の労働保険事務組合

「葛城経営研究会(06-6228-8755)」へご連絡下さい！！